

後期高齢者医療制度からのお知らせ

令和4年度の 保険料などについて

■問合せ 住民課国保医療グループ (☎ 74-3002)
北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)

7月に令和4年度の保険料をお知らせします

保険料の計算方法



均等割
1人当たりの額
年額 51,892 円

+

所得割
本人の所得に応じた額
(令和3年中の所得ー最大43万円)
× 10.98%

=

1年間の保険料
限度額 66万円
(100円未満切り捨て)

※年度の途中で加入したときは、加入月からの月割で計算
※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合あり
※所得の少ない人は世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減

■保険料の減免 について

保険料の支払いが困難な場合は住民課国保医療グループまで相談してください。災害や失業、その他特別な事情で所得が大幅に減少した場合に保険料の減免を受けられることがあります。

保険料の支払方法

■原則、年金天引きです

次の項目のいずれかに当てはまる人は
納付書か口座振替で納めてください



- (1) 介護保険料が年金天引きされていない人(年金額が年額18万円未満の人)
 - (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える人
 - (3) 新たに制度に加入した人の半年の期間
- ※社会保険料控除は「年金天引き」の人は本人、「口座振替」の人は口座名義人に適用されます

■ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。

ジェネリック医薬品の利点

- ・新薬と同等の効果。厚生労働省の基準を満たした安全性
- ・新薬より安価(5割以上安いケースも)

処方希望の場合は、必ず主治医や薬剤師に相談するか、医療機関や薬局に「希望カード」を提示する必要があります。

希望カードが必要な人は、住民課国保医療グループに問合せください。

